

VI 運輸審議会件名表登載事案

運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第15条第1項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

1 鉄道及び軌道の旅客運賃の設定及び変更認可

登載月日 (告示月日)	事案番号	申請者	事案の内容
10月13日 (10月14日)	平17第4002号	神戸新交通株式会社	1 普通旅客運賃 3キロメートルまで160円、3キロメートルを超え15キロメートルまでの部分2キロメートルまでを増すごとに40円加算、15キロメートルを超え57キロメートルまでの部分3キロメートルまでを増すごとに50円加算、57キロメートルを超え59キロメートルまで1,150円を最高額とする対キロ区間制の運賃とする。 2 定期旅客運賃（1か月） 次の割引率で算定した額を最高額とする運賃とする。 (1) 通勤定期旅客運賃 40% (2) 通学定期旅客運賃 60%

2 鉄道の旅客運賃の上限変更認可

登載月日 (告示月日)	事案番号	申請者	事案の内容
10月20日 (10月21日)	平17第4003号	京都市	1 普通旅客運賃 現行の対キロ区間制の運賃の上限3キロメートルまで200円、3キロメートルを超え15キロメートルまでの部分4キロメートルまでを増すごとに30円加算、15キロメートルを超える部分15キロメートルまでの運賃に30円加算を、3キロメートルまで210円、3キロメートルを超え7キロメートルまでの部分3キロメートルまでの運賃に40円加算、7キロメートルを超え15キロメートルまでの部分4キロメートルまでを増すごとに30円加算、15キロメートルを超える部分15キロメートルま

			<p>での運賃に30円加算に変更する。</p> <p>2 定期旅客運賃（1か月）</p> <p>現行の通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃の上限を、平均で、それぞれ7.7%及び8.0%引き上げたものに変更する。</p>
--	--	--	---

3 一般乗用旅客自動車運送事業に係る緊急調整地域の指定

登載月日 (告示月日)	事案番号	申請者	事案の内容
8月4日 (8月5日)	平17第5001号	—	<p>〈指定する地域〉</p> <p>道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき沖縄総合事務局長が定める営業区域の「沖縄本島」</p> <p>〈期間〉</p> <p>平成17年9月1日から平成18年3月31日まで</p>

4 混雑飛行場運航許可

登載月日 (告示月日)	事案番号	申請者	事案の内容
9月13日 (9月14日)	平17第9001号	株式会社日本航空ジャパン	申請混雑飛行場 成田国際空港
10月11日 (10月17日)	平17第9002号	エアーセントラル株式会社	申請混雑飛行場 大阪国際空港